

総社市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第9号

総社市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に効力を有する教育委員会が行った許可等の処分その他の行為又は現に教育委員会に対して行っている許可等の申請その他の行為で、この条例の施行日以後、条例又はこれに基づく規則の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長の行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行った許可等の申請その他の行為とみなす。

(総社市事務分掌条例の一部改正)

- 3 総社市事務分掌条例（平成17年総社市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部 市民生活部 <u>文化スポーツ部</u> 保健福祉部 産業部 建設部 環境水道部</p> <p>(分掌)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部及び総務部 略 市民生活部</p> <p><u>(1) 略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部 市民生活部</p> <p>保健福祉部 産業部 建設部 環境水道部</p> <p>(分掌)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部及び総務部 略 市民生活部</p> <p><u>(1) そうじゃ吉備路マラソンに関する事項</u> <u>(2) 略</u></p>

改正後	改正前
<u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> 文化スポーツ部 <u>(1) 生涯学習に関する事項</u> <u>(2) 文化に関する事項（文化財の保護に関するものを除く。）</u> <u>(3) スポーツの振興に関する事項（学校における体育に関するものを除く。）</u> <u>(4) そうじゃ吉備路マラソンに関する事項</u> 保健福祉部 略 産業部 (1)～(4) 略 <u>(5) 文化財の保護に関する事項</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> 建設部及び環境水道部 略	<u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 略</u>  保健福祉部 略 産業部 (1)～(4) 略  <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> 建設部及び環境水道部 略

(総社市総合文化センター条例の一部改正)

- 4 総社市総合文化センター条例（平成17年総社市条例第108号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(その他) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。	(その他) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。

(総社市民会館条例の一部改正)

- 5 総社市民会館条例（平成17年総社市条例第110号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用の許可) 第2条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ <u>市長</u> に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 (使用の不許可) 第3条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>市長</u> が不適当と認めるとき。	(使用の許可) 第2条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ <u>教育委員会</u> に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 (使用の不許可) 第3条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。 (1)～(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会</u> が不適当と認めるとき。

改正後	改正前
<p>(許可条件)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、使用許可をするときにおいて、<u>必要な条件を付</u>することができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他市長が特に必要と認めるとき</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長が特別の事由があると認めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>市長</u>は、行政上特に必要があると認められる場合は、前3項の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>市長が相当の事由があると認めるときは</u>、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(特別の設備等の設置の承認及び指示)</p> <p>第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の申請と同時にその旨を申請して、<u>市長の承認を受けなければならない</u>。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、使用者の負担において、特別な設備をさせることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、使用者が、前項の義務を履行しないときは、原状に回復し、これに要した費用を使用者から徴収する。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 使用者は、施設又は附属設備若しくは器具等を損傷し、又は亡失したときは、<u>市長の認定に基づいてこれを原形に回復し</u>、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、</p>	<p>(許可条件)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、使用許可をするときにおいて、<u>必要な条件を付ける</u>ことができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他教育委員会において必要があると認めるとき</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第6条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会において特別の事由があると認めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、行政上特に必要があると認められる場合は、前3項の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>教育委員会において相当の事由があると認めるときは</u>、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(特別の設備等の設置の承認及び指示)</p> <p>第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の申請と同時にその旨を申請して、<u>教育委員会の承認を受けなければならない</u>。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、使用者の負担において、特別な設備をさせることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会において原状に回復し</u>、これに要した費用を使用者から徴収する。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 使用者は、施設又は附属設備若しくは器具等を損傷し、又は亡失したときは、<u>教育委員会の認定に基づいてこれを原形に回復し</u>、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、</p>

改正後	改正前
市長が別に定める。	教育委員会が別に定める。

(総社市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

- 6 総社市勤労青少年ホーム条例（平成17年総社市条例第111号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用資格者)</p> <p>第4条 青少年ホームを利用することができる者は、本市に住所若しくは居所を有する者で事業所で働いているもの又は本市に所在する事業所で働いている者であり、かつ、15歳以上30歳以下の者とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めた者は、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年ホームを利用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、</u>前項の許可において、青少年ホームの管理上必要な範囲で条件を付することができる。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 <u>市長は、</u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年ホームの許可を与えないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 利用者は、建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 青少年ホームの運営について、<u>市長</u>の諮問に応じ調査審議するため、勤労青少年ホーム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(委員会の組織等)</p> <p>第13条 前条の委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から<u>市長</u>が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(その他)</p>	<p>(利用資格者)</p> <p>第4条 青少年ホームを利用することができる者は、本市に住所若しくは居所を有する者で事業所で働いているもの又は本市に所在する事業所で働いている者であり、かつ、15歳以上30歳以下の者とする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めた者は、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年ホームを利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、<u>教育委員会</u>は、青少年ホームの管理上必要な範囲で条件を付することができる。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、青少年ホームの許可を与えないことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 利用者は、建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、<u>教育委員会</u>の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第12条 青少年ホームの運営について、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ調査審議するため、勤労青少年ホーム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(委員会の組織等)</p> <p>第13条 前条の委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から<u>教育委員会</u>が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(その他)</p>

改正後	改正前
第15条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。	第15条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。

(総社市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 7 総社市スポーツ推進審議会条例(平成17年総社市条例第116号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>市長</u>に建議する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(委員等)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(委員等)</p> <p>第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>

(総社市文化財保護条例の一部改正)

- 8 総社市文化財保護条例(平成17年総社市条例第117号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、法及び岡山県文化財保護条例に基づき指定されたものを除き、市内に所在する文化財のうち、重要なものを市指定重要文化財に指定することができる。ただし、無形文化財にあっては、当該市指定文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表の定めのあるものをいう。)を認定しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による指定をするときは、<u>市長</u>は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。</p> <p>3 前2項の規定による指定をするときは、<u>市長</u>は、第10条第1項に規定する文化財保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(解除)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、市指定重要文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p>	<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法及び岡山県文化財保護条例に基づき指定されたものを除き、市内に所在する文化財のうち、重要なものを市指定重要文化財に指定することができる。ただし、無形文化財にあっては、当該市指定文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表の定めのあるものをいう。)を認定しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による指定をするときは、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者の同意を得なければならない。</p> <p>3 前2項の規定による指定をするときは、<u>教育委員会</u>は、第10条第1項に規定する文化財保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(解除)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、市指定重要文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 略 (所有者の管理義務)</p> <p>第5条 市指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて別に定める規則及び<u>市長</u>の指示に従い、市指定重要文化財を管理しなければならない。 (届出)</p> <p>第6条 市指定重要文化財の所有者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>(現状変更)</p> <p>第8条 市指定重要文化財の現状を変更しようとするときは、<u>市長</u>の承諾を受けなければならない。ただし、その維持の措置をする場合は、この限りでない。 (標識等の設置)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、市指定文化財の保護に関し、標識、説明板等必要な施設を設置することができる。 (文化財保護審議会)</p> <p>第10条 文化財の保存及び活用に関する重要な事項を調査し、及びこれらの事項について<u>市長</u>が諮問するため文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の組織その他必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。 (その他)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>2 略 (所有者の管理義務)</p> <p>第5条 市指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて別に定める<u>教育委員会</u>規則及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、市指定重要文化財を管理しなければならない。 (届出)</p> <p>第6条 市指定重要文化財の所有者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (1)～(4) 略</p> <p>(現状変更)</p> <p>第8条 市指定重要文化財の現状を変更しようとするときは、<u>教育委員会</u>の承諾を受けなければならない。ただし、その維持の措置をする場合は、この限りでない。 (標識等の設置)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財の保護に関し、標識、説明板等必要な施設を設置することができる。 (文化財保護審議会)</p> <p>第10条 文化財の保存及び活用に関する重要な事項を調査し、及びこれらの事項について<u>教育委員会</u>が諮問するため文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の組織その他必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。 (その他)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

(総社市埋蔵文化財学習の館条例の一部改正)

- 9 総社市埋蔵文化財学習の館条例(平成17年総社市条例第118号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、埋文学習の館の管理上支障があると認められる者に対しては、埋文学習の館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第6条 入館者は、その責めに帰すべき事由により埋文学習の館の施設、設備及び展示物等を損傷し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、埋文学習の館の管理上支障があると認められる者に対しては、埋文学習の館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (損害賠償の義務)</p> <p>第6条 入館者は、その責めに帰すべき事由により埋文学習の館の施設、設備及び展示物等を損傷し、又は滅失したときは、<u>教育委員会</u>の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事</p>

改正後	改正前
項は、 <u>市長</u> が別に定める。	項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。

(総社市鬼城山ビジターセンター条例の一部改正)

10 総社市鬼城山ビジターセンター条例(平成17年総社市条例第119号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、第1条の目的の範囲内において、ビジターセンターの施設を使用させることができる。</p> <p>2 ビジターセンター内の規則で定める施設を使用しようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の許可について管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条第2項の規定により使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ビジターセンターの使用を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりビジターセンターの施設設備、展示物、表示物等を損傷し、又は滅失したときは、<u>市長</u>の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、第1条の目的の範囲内において、ビジターセンターの施設を使用させることができる。</p> <p>2 ビジターセンター内の規則で定める施設を使用しようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の許可について管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、前条第2項の規定により使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ビジターセンターの使用を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりビジターセンターの施設設備、展示物、表示物等を損傷し、又は滅失したときは、<u>教育委員会</u>の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(総社市体育施設条例の一部改正)

11 総社市体育施設条例(平成20年総社市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理は、<u>地方自治法</u>(昭和2</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理は、<u>地方自治法</u>(昭和2</p>

改正後	改正前
<p>2年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>	<p>2年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>
<p>（指定管理者が行う業務）  第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。  (1)～(5) 略  (6) 前5号に掲げるもののほか、<u>体育施設</u>の管理運営に関する業務のうち、<u>市長</u>の権限に属する事務を除き、<u>市長</u>が必要と認める業務</p>	<p>（指定管理者が行う業務）  第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。  (1)～(5) 略  (6) 前5号に掲げるもののほか、<u>体育施設</u>の管理運営に関する業務のうち、<u>教育委員会</u>の権限に属する事務を除き、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p>
<p>（指定管理者の権限）  第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第9条から第11条まで、第13条、第15条、第17条第1項及び第18条第1項に規定する<u>市長</u>の権限を行うものとする。ただし、<u>地方自治法</u>第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。</p>	<p>（指定管理者の権限）  第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第9条から第11条まで、第13条、第15条、第17条第1項及び第18条第1項に規定する<u>教育委員会</u>の権限を行うものとする。ただし、<u>地方自治法</u>第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。</p>
<p>（休館日）  第7条 <u>体育施設</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て<u>体育施設</u>の休館日を定めることができる。</p>	<p>（休館日）  第7条 <u>体育施設</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て<u>体育施設</u>の休館日を定めることができる。</p>
<p>(1)及び(2) 略  （開館時間）  第8条 略  2 略  3 前2項の規定は、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(1)及び(2) 略  （開館時間）  第8条 略  2 略  3 前2項の規定は、<u>教育委員会</u>において特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>（使用の許可）  第9条 <u>体育施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。  2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において、<u>体育施設</u>の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p>	<p>（使用の許可）  第9条 <u>体育施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。  2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において、<u>体育施設</u>の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p>
<p>（使用の制限）  第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>体育施設</u>の使用を許可しない。  (1)～(3) 略</p>	<p>（使用の制限）  第10条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>体育施設</u>の使用を許可しない。  (1)～(3) 略</p>
<p>（使用料）  第11条 使用者は、使用料として利用方法の区分に従い、別表第1から別表第8までに定める金額を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が納期を定めたときは、この限りではない。</p>	<p>（使用料）  第11条 使用者は、使用料として利用方法の区分に従い、別表第1から別表第8までに定める金額を前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が納期を定めたときは、この限りではない。</p>



改 正 後	改 正 前																
<p>2及び3 略</p> <p>4 既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき、又は<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 <u>市長</u>は、公共又は公益の目的で使用するとき、又はその他特に必要があると認めたときは、第11条の使用料を減免することができる。</p> <p>(設備の変更)</p> <p>第14条 使用者は、<u>市長</u>の許可なく特別の設備を施し、又は既設の設備を変更してはならない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用許可の取り消し等)</p> <p>第17条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は制限することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第18条 使用者は、体育施設の使用を終わったとき、若しくは使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、<u>市長</u>の指示に従って直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第19条 施設をき損し、又は滅失した者は、<u>市長</u>の指示に従って、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>別表第8 (第11条関係) その他使用料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店等の設置</td> <td>1件につき年60,000円以内で<u>市長</u>が定める額</td> </tr> <tr> <td>広告物の掲示</td> <td><u>市長</u>が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他の目的外使用</td> <td><u>市長</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	使用料	売店等の設置	1件につき年60,000円以内で <u>市長</u> が定める額	広告物の掲示	<u>市長</u> が定める額	その他の目的外使用	<u>市長</u> が定める額	<p>2及び3 略</p> <p>4 既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき、又は<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 <u>教育委員会</u>は、公共又は公益の目的で使用するとき、又はその他特に必要があると認めたときは、第11条の使用料を減免することができる。</p> <p>(設備の変更)</p> <p>第14条 使用者は、<u>教育委員会</u>の許可なく特別の設備を施し、又は既設の設備を変更してはならない。</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(使用許可の取り消し等)</p> <p>第17条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は制限することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第18条 使用者は、体育施設の使用を終わったとき、若しくは使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、<u>教育委員会</u>の指示に従って直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第19条 施設をき損し、又は滅失した者は、<u>教育委員会</u>の指示にしたがって、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>別表第8 (第11条関係) その他使用料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店等の設置</td> <td>1件につき年60,000円以内で<u>教育委員会</u>が定める額</td> </tr> <tr> <td>広告物の掲示</td> <td><u>教育委員会</u>が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他の目的外使用</td> <td><u>教育委員会</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	使用料	売店等の設置	1件につき年60,000円以内で <u>教育委員会</u> が定める額	広告物の掲示	<u>教育委員会</u> が定める額	その他の目的外使用	<u>教育委員会</u> が定める額
種 別	使用料																
売店等の設置	1件につき年60,000円以内で <u>市長</u> が定める額																
広告物の掲示	<u>市長</u> が定める額																
その他の目的外使用	<u>市長</u> が定める額																
種 別	使用料																
売店等の設置	1件につき年60,000円以内で <u>教育委員会</u> が定める額																
広告物の掲示	<u>教育委員会</u> が定める額																
その他の目的外使用	<u>教育委員会</u> が定める額																

(総社市総社吉備路文化館条例の一部改正)

1 2 総社市総社吉備路文化館条例(平成25年総社市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 文化館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の権限)</p> <p>第7条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第9条から第12条まで、第14条、第16条第1項及び第17条に規定する<u>市長</u>の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第8条 文化館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 文化館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において、文化館の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定は、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、施設の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設等の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 文化館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の権限)</p> <p>第7条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第9条から第12条まで、第14条、第16条第1項及び第17条に規定する<u>教育委員会</u>の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第8条 文化館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 文化館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において、文化館の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定は、<u>教育委員会</u>において特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、施設の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設等の使用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>3 施設使用料は前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が納期を定めたときは、この限りでない。</p> <p>4 既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき、又は<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、公共若しくは公益の目的で使用する時又はその他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>(設備の変更)</p> <p>第13条 使用者は、<u>市長</u>の許可なく特別の設備を施し、又は既設の設備を変更してはならない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、入館を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用許可の取り消し等)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、若しくは使用を停止し、又は制限することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第17条 使用者は、文化館の使用を終えたとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、<u>市長</u>の指示に従って直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第18条 施設を破損し、又は滅失した者は、<u>市長</u>の指示に従って、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>3 施設使用料は前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が納期を定めたときは、この限りでない。</p> <p>4 既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき、又は<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、公共若しくは公益の目的で使用する時又はその他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p>(設備の変更)</p> <p>第13条 使用者は、<u>教育委員会</u>の許可なく特別の設備を施し、又は既設の設備を変更してはならない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、入館を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用許可の取り消し等)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、若しくは使用を停止し、又は制限することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第17条 使用者は、文化館の使用を終えたとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、<u>教育委員会</u>の指示に従って直ちに原状に復さなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第18条 施設を破損し、又は滅失した者は、<u>教育委員会</u>の指示にしたがって、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

(総社市文化芸術会議条例の一部改正)

- 1.3 総社市文化芸術会議条例(平成28年総社市条例第38号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>市長</u>の諮問に応じ、本市の文化芸術に関する事項について調査及び審議をする。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、本市の文化芸術に関する事項について調査及び審議</p>

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が適当と認める者</p> <p>3 <u>市長</u>は、特に必要がある場合は、第1項に定める定数を超えて、臨時に委員を委嘱することができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議は、<u>市長</u>が招集する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、<u>文化スポーツ部</u>において行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>をする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が適当と認める者</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、特に必要がある場合は、第1項に定める定数を超えて、臨時に委員を委嘱することができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議は、<u>教育委員会</u>が招集する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、<u>教育委員会</u>において行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>